

判例第 02/2016/AL 号

2016 年 04 月 06 日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、最高人民裁判所長官 2016 年 04 月 06 日付け第 220/QĐ-CA 号決定により公布された。

判例の源

ソク・チャン省における「財産返還請求紛争」事件に関する最高人民裁判所裁判官評議会 2010 年 07 月 08 日付け第 27/2010/DS-GĐT 号監督審決定。原告は Ms. グエン・ティ・タイン氏、被告は Mr. グエン・ヴァン・タム氏で、関連する権利義務者は Ms. グエン・ティ・イェム氏である。

判例の内容の概要

海外定住ベトナム人が土地所有権の譲渡を受けるために、資金を拠出し、国内在住者に依頼して自己の代わりに当該国内在住者の名義で土地所有権の譲渡を受ける場合において、裁判所は、紛争解決に当たり、土地所有権を有する名義人の土地保管、維持、修復、土地所有権の価値増加の寄与分¹を検討し、清算しなければならない。当該名義人の寄与分を正確に確定できない場合において、土地所有権の譲渡を受けるために最初に出された元の資金に比べて増加した価値の分を分けるときは、土地所有権の譲渡を受けるために実際に資金を拠出した者と土地所有権の譲渡を受けた名義人の寄与分が同等であると確定すべきである。

判例に関する法令の規定

2005 年民法第 137 条及び第 235 条

「第 137 条 無効な民事取引の法的効果

1. 無効な民事取引は、確立時点から各当事者の民事権・民事義務を発生・変更・終了させない。
2. 民事取引が無効となる場合、各当事者が当初の状態を回復し、受け取った物を互いに返還する。取引財産、得た天然果実、法定果実が法律の規定によって没収される場合を除き、現物で返還できない場合、金銭で返還しなければならない。過失により損害を与えた当事者は、損害を賠償しなければならない。

第 235 条 天然果実、法定果実に対する所有権の取得

所有者、財産使用者は、合意又は法律の規定により天然果実、法定果実を得た時点からその天然果実、法定果実に対する所有権を有する。」

¹ 原語は「công sức」（労力、工夫等の意味。）。

判例のキーワード

「無効な民事取引」，「財産の取戻し」，「所有権の確立根拠」，「法定果実に対する所有権の成立」，「海外定住ベトナム人」

事件の内容

2005年01月24日付け訴状²，2005年02月07日付け陳述書及び事件解決過程において，原告 Ms. グエン・ティ・タイン氏は以下のように述べた：

Ms. タイン氏はオランダ在住ベトナム人であり，ベトナムに親族を訪ねて帰るとき，土地所有権の譲渡を受ける予定があるので，1993年08月10日，Mr. ヘン・ティン氏と Ms. リ・ティ・サ・クエイン氏夫婦から 21.99 チーヴァン³で，ソク・チャン市社第7坊の水田 7595.7 m²の土地を譲り受けた。彼女は，直接，取引，譲渡の合意及び金員及び金の支払をした。Ms. タイン氏の目的は，土地所有権の譲渡を受けた上で，実弟妹である Mr. グエン・ヴァン・タム氏と Ms. グエン・ティ・チーン・エム氏に引き継ぎ，原告と Mr. タム氏の両親を扶養するために，その二人に譲渡を受けた土地で耕作してもらうことである。原告は海外定住ベトナム人なので，譲渡書類には Mr. タム氏を名義人とした。同時に，Ms. タイン氏は，アン・ヒエップ社人民委員会に確認された 1993年08月10日付け「水田土地譲渡書」を提出した。譲渡を受けた後，原告は Mr. タム氏夫婦に引き継ぎ，耕作させた。しかし，2004年，原告の同意を得ずに，Mr. タム氏はミン・チャウ有限責任会社に上記の土地の全て 7.595.7 m²を土地所有権価値の代金 1,260,000,000 ドンで譲渡した。そのため，原告はタム氏に対し，原告の土地所有権を譲渡することより得られた金額を返還することを求めた。

被告 Mr. グエン・ヴァン・タム氏は以下のように述べた。

Ms. タイン氏と紛争している 7595.7 m²の土地は，被告夫婦が自分の金銭及び金で支払い，ヘン・ティン氏夫婦から譲り受けたものであり，被告は 1993年08月10日付け「水田土地譲渡書」に書かれた名義人である。本譲渡文書には当該地方政権の確認がない。しかし，1993年08月11日に，被告夫婦及びヘン・ティン氏夫婦は土地所有権譲渡契約を締結し，その譲渡申請書を作成した。これらの二つの文書には，アン・ヒエップ社人民委員会の確認証があり，及びミ・トゥー県はその譲渡を許可した。譲渡を受けた後，被告は登録手続をし，1994年05月28日に土地所有権証明書の発給を受けられた。そして，被告は，2004年にその土地の全てをミン・チャウ有限責任会社に 1,260,000,000 ドンで譲渡した。被告によれば，Ms. タイン氏により提出されたアン・ヒエップ社人民委員会の確認がある 1993年08月10日付けの「水田土地譲渡文書」は偽

² 原文ベトナム語 “đơn khởi kiện”

³ 原文ベトナム語 “chí vàng” (ベトナムにおける金の単位。1 チーヴァン=3,75g の金)

物である。なぜならば、警察総局刑事科学院の 2005 年 10 月 25 日付け鑑定結論書第 2784/C21 (P7)号によれば、Ms.タイン氏により提出された水田土地譲渡文書にあるサインは被告のサインではないからである。そのため、Ms.タイン氏の訴状の請求に賛同しない。

関連する権利義務者 Ms.グエン・ティ・イェム氏（タム氏の妻）は、次のように述べた：私ら夫婦は 1993 年にヘン・ティン氏から土地の譲渡を受けた。譲渡手続をするとき、私は、参加しなかったが、ヘン・ティン氏夫婦に払うために、タム氏に金銭及び金を渡したので、Ms.タイン氏の請求を認めない。

土地譲渡人であるヘン・ティン氏とリ・ティ・サ・クエイン氏（他の名前はリ・ティ・サ・ヴェン）夫婦は、Ms.タイン氏が直接に譲渡のを合意し、21.99 チーヴァンを直接的に支払った者であること、Ms.タイン氏が自己の代わりに Mr.タム氏を 1993 年 08 月 10 日付け水田土地譲渡文書における名義人にしたこと、かつ Mr.タイン氏により提出された水田土地譲渡文書にあるサインがヘン・ティン氏夫婦の正しいサインであることを肯定した。

ソク・チャン省人民裁判所は、2006 年 04 月 28 日付け第 04/2006/DS-ST 号第一審民事判決において、は次のとおり決定した：

土地譲渡金額の取戻しに関する Ms.グエン・ティ・タイン氏の請求の一部を認める。

Mr.グエン・ヴァン・タム氏と Ms.グエン・ティ・イェム氏夫婦が Ms.グエン・ティ・タイン氏に 630.000.000 ドンを返還する責任を負う。

その他、第一審裁判所は、法令の規定に従い、訴訟費用、鑑定費用、及び当事者の控訴権を決定した。

2006 年 05 月 10 日、Mr.グエン・ヴァン・タム氏は控訴し、Ms.タイン氏がミン・チャウ有限責任会社に譲渡した土地の使用権を有さない者であるにもかかわらず、第一審裁判所は、彼に対して Ms.タイン氏に 630.000.000 ドンを返還する責任を負わせたことが正しくないと主張した。

2006 年 05 月 12 日、グエン・フュー・フォン氏（タイン氏の代理人）は控訴し、控訴審裁判所に対し、Mr.タム氏が Ms.タイン氏に土地譲渡金額の全ての 1.260.000.000 ドンを返還するとの判決をすることを求めた。

在ホー・チ・ミン市最高人民裁判所控訴審法廷は、2006 年 08 月 25 日付け第 334/2006/DS-PT 号控訴審民事判決において、原告及び被告の控訴請求を棄却し、以下のように第一審判決を修正した。

土地所有権の譲渡金額の取戻しに関する Ms.グエン・ティ・タイン氏の請求の一部を認める。

Mr.グエン・ヴァン・タム氏と Ms.グエン・ティ・イェム氏が Ms.グエン・ティ・タイン氏に 24k ゴールドの 21,99 チーヴァンに相当する金額である 27.047.700 ドンを返還する責任を負うことを決定する。

Mr.グエン・ヴァン・タム氏と Ms.グエン・ティ・イェム氏夫婦は、国家予算に算入するために、1.232.266.860 ドンを納付しなければならないことを決定する。

その他、控訴審裁判所は、訴訟費用についても決定した。

控訴審の後、Mr.グエン・ヴァン・タム氏は、上記の控訴審民事判決に対し不服申立てをした。

最高人民裁判所長官は、2009年08月21日付け第449/2009/KN-DS号決定において、第334/2006/DS-PT号控訴審民事判決に対して異議申立てをした。

在ホーチミン市最高人民裁判所控訴審法廷は、2006年08月25日、最高人民裁判所裁判官評議会に対し、監督審を行い、上記の控訴審判決及びソク・チャン省人民裁判所2006年04月28日付け第04/2006/DS-ST号第一審民事判決を破棄し、法令の規定に従い再度第一審を行うために、以下の判断のとおり、ソク・チャン省人民裁判所に当該事件の記録を差し戻すことを求めた。

「Ms.グエン・ティ・タイン氏は、Mr.グエン・ヴァン・タム氏に対し提訴し、財産の返還を請求した。また、彼女が海外在住ベトナム人なので、自己の代わりにヒエン・ティン氏夫婦から土地譲渡を受ける名義人となることを Mr.グエン・ヴァン・タム氏(彼女の弟)に頼んだが、その後、Mr.タム氏が彼女の土地を他人に譲渡したと主張した。

第一審裁判所及び控訴審裁判所が、Mr.タム氏が Ms. タイン氏の代わりにヒエン・ティン氏夫婦から土地譲渡を受ける名義人にすぎないと確定したことは、根拠がある。

Ms.タイン氏は海外在住ベトナム人なので、土地の交付を受けることはできず、土地譲渡金額の投資価値分の返還のみを受けられる。

土地の価値の格差については、第一審及び控訴審の時点が2005年民法の施行時点であり、この時点で国家予算に納付するために収用しなければならないという規定がないので、その格差価値の分は、Ms.タイン氏と Mr.タム氏が共同で受けられる。第一審裁判所が、Mr.タム氏が国家予算に算入するために土地の価値格差の分を納付することを決定しないことは正しい根拠を有するが、Mr.タム氏が Ms.タイン氏に最初投資価値の分を返還することを決定しないことは正しくない。控訴審裁判所が、法的根拠を示さず、Mr.タム氏が国家予算に算入するために、価値格差金額の全て(1.232.266.860 ドン)を納付しなければならないことを決定したことは法令に当たらない。」

監督審の公判において、最高人民検察院の代表者は、最高人民裁判所裁判官評議会に対し、最高人民裁判所長官の異議申立てを認め、上記の控訴審判決及びソク・チャン省人民裁判所 2006 年 04 月 28 日付け第 04/2006/DS-ST 号第一審民事判決を破棄し、法令の規定どおりに再度に第一審を行うためにソク・チャン省人民裁判所に当該事件の記録を差し戻すことを求めた。

最高人民裁判所裁判官評議会は以下のとおり判断した。

Ms.グエン・ティ・タイン氏は、Mr.グエン・ヴァン・タム氏に対し、1.260.000.000 ドンの返還を求めるために、提訴した。Ms.タイン氏によれば、ヘン・ティン氏夫婦と 7.595,7 m²の土地譲渡取引を直接に行い、直接に金銭を支払ったが、海外在住ベトナム人なので、自己を代りに名義人となることを Mr.タム氏（彼女の弟）に頼んだ。しかし、その後、Mr.タム氏が彼女の同意を得ずに、土地全てをミン・チャウ有限責任会社に譲渡し、1.260.000.000 ドンを受け取った。

Mr.タム氏は、彼が土地譲渡合意をし、かつヘン・ティン氏に金銭を支払ったので、譲渡文書は彼の名義となっている。譲渡を受けた後、彼は直接的に管理、使用、登録手続をし、土地使用権証明書の発給を受けられ、またミン・チャウ有限責任会社に譲渡するとき、当該地方政権の許可を得たので、Ms.タイン氏の請求を認めないと主張する。

しかし、事件を解決する過程において、Mr.タム氏夫婦はヘン・ティン氏に支払った金銭及び金の数につき矛盾の供述が多くあり、かつティン氏に支払った金銭や金の起源を証明できない。

一方で、ティン氏・クエイ氏夫婦は、Ms.タイン氏だけと土地譲渡合意をし、また Ms.タイン氏だけから金を受け取った、かつ Mr.タム氏の名義で土地譲渡文書が作成されたのはタイン氏の要求に応えたから、すなわち Ms.タイン氏が当時に海外に住んでいるからであると述べた。

タイ・ティ・バ氏（タイン氏、タム氏の母）、グエン・フオック・ホアン氏、グエン・ティ・チン・エム氏（タイン氏、タム氏の兄弟姉妹）の供述によれば、Ms.タイン氏はティン氏夫婦との取引を行い、土地譲渡代金を支払った者である。Mr.タム氏は Ms.タイン氏の代わりの名義人だけである。

上記の総合的証拠に基づき、第一審裁判所と控訴審裁判所が、Ms.タイン氏が当該土地譲渡を受けるために 21,99 チーヴァンの全部を支払った者で、Mr.タム氏が Ms.タイン氏の代わりの名義人だけであると確定したことは、正しい根拠がある。Mr.タム氏が当該土地をミン・チャウ有限責任会社に譲渡し、Ms.タイン氏が Mr.タム氏に対し、譲渡した価値の 1.260.000.000 ドンの返還のみを請求したことにより、第一審裁判所と控訴審裁判所が当該事件を受理し、解決したことは法令の規定に正しいことである。

Ms.タイン氏が当該土地譲渡を受けるために 21,99 チーヴァン（約 27.047.700 ドンに相当する金額）を支払った者であるが、Mr.タム氏は、譲渡書類の名義人となり、譲渡を受けた後に当該土地を管理し、他人に譲渡した者である。したがって、Mr.タム氏が土地保管、維持、修復、土地所有権の価値増加の寄与分を有するとみなされなければならない。そのため、Ms.タイン氏の請求金額は（元の資金として Ms.タイン氏の 21,99 チーヴァンに相当する金額を差し引いた後）Ms.タイン氏と Mr.タム氏の共同的な利息となる。同時に、当事者の権利利益を守る目的として、Mr.タム氏の寄与分に相当する分を支払うために、その寄与分を確定しなければならない。（Mr.タム氏の寄与分を正確的に確定できない場合、利息を分けるとき、Ms.タイン氏と Mr.タム氏の寄与分が同等であると確定すべきである。）

第一審裁判所が、Ms.タイン氏と Mr.タム氏が請求金額の半分ずつの所有権を有すると認めたが、Ms.タイン氏に 21,99 チーヴァンに相当する金額を支払うことを決定しなかったことは正しくない。

控訴審裁判所が、Ms.タイン氏が 21,99 チーヴァンに相当する金額のみを所有できると認め、利息としての残り金額を国家予算に収用することは、2005 年民法の規定に正しくなく、当事者の権利利益を確保しないことである。

その他、Ms.タイン氏は、Mr.タム氏に対し、同氏が当該 7.595,7 m²の土地を譲渡した価値としての 1.260.000.000 ドンの返還を求めて提訴し、土地所有権を争わず、Ms.タム氏はその請求金額が彼のお金だと主張した。そうすると、当事者は上記金銭という財産所有権を巡り、紛争している。しかし、第一審裁判所と控訴審裁判所が、当該事件の法的関係が「財産返還の紛争」と確定したことは正しくない。

上記の理由により、民事訴訟法第 297 条 3 項及び第 299 条に基づき

決定する

1- 原告グエン・ティ・タイン氏、被告グエン・ヴァン・タム氏、関連権利義務者グエン・ティ・イェム氏間の財産返還紛争事件に関する在ホーチミン市最高人民裁判所控訴審法廷 2006 年 08 月 25 日付第 334/2006/DSPT 号控訴審民事判決及びソク・チャン省人民裁判所 2006 年 04 月 28 日付第 04/2006/DS-ST 号第一審民事判決を破棄する。

2- 法令の規定通りに再び第一審を行うためにソク・チャン省人民裁判所に当該事件の記録を差し戻す。

判例の内容

「Ms.タイン氏が当該土地譲渡を受けるために 21,99 チーヴァン（約 27.047.700 ドンに相当する金額）を支払った者であるが、Mr.タム氏は、譲渡書類の名義人となり、

譲渡を受けた後に当該土地を管理し、他人に譲渡した者である。したがって、Mr.タム氏が土地保管、維持、修復、土地所有権の価値増加の寄与分を有するとみなされなければならない。そのため、Ms.タイン氏の請求金額は(元の資金としてMs.タイン氏の21,997ドルに相当する金額を差し引いた後)Ms.タイン氏とMr.タム氏の共同的な利息となる。同時に、当事者の権利利益を守る目的として、Mr.タム氏の寄与分に相当する分を支払うために、その寄与分を確定しなければならない。(Mr.タム氏の寄与分を正確に確定できない場合、利息を分けるとき、Ms.タイン氏とMr.タム氏の寄与分が同等であると確定すべきである。)」